

厚木市告示第 47 号

平成 28 年度労働報酬下限額の設定について

厚木市市公契約条例(平成 24 年厚木市条例第 29 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき平成 29 年 3 月 8 日以降の平成 28 年度労働報酬下限額を次のとおり定める。

平成 29 年 3 月 8 日

厚木市長 小林 常良



厚木市公契約条例第 6 条第 1 項第 1 号に規定する者に対して支払われるべき
労働報酬下限額

別表のとおり

別表

(単位：円)

職種	労働報酬 下限額	職種	労働報酬 下限額
特殊作業員	2,565	高級船員	3,105
普通作業員	2,217	普通船員	2,453
軽作業員	1,553	潜水土	4,298
造園工	2,205	潜水連絡員	2,925
法面工	2,745	潜水送気員	2,880
とび工	2,925	山林砂防工	2,870
石工	2,892	軌道工	4,680
ブロック工	2,667	型わく工	2,768
電工	2,453	大工	2,735
鉄筋工	2,768	左官	2,870
鉄骨工	2,745	配管工	2,262
塗装工	3,015	はつり工	2,678
溶接工	3,308	防水工	2,925
運転手（特殊）	2,600	板金工	2,903
運転手（一般）	2,217	サッシ工	2,690
潜かん工	3,207	内装工	2,993
潜かん世話役	3,792	ガラス工	2,655
さく岩工	3,038	建具工	2,600
トンネル特殊工	3,173	ダクト工	2,250
トンネル作業員	2,600	保温工	2,363
トンネル世話役	3,420	設備機械工	2,397
橋りょう特殊工	3,185	交通誘導警備員 A	1,553
橋りょう塗装工	3,330	交通誘導警備員 B	1,350
橋りょう世話役	3,590		
土木一般世話役	2,667		

※ ただし、労働者等の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する者、年金等の受給のために労働の対価を調整している者の労働報酬下限額は、929円とする。